MUFG バンク (中国)経済週報

2020年11月10日第476期

第 14 次五カ年規画並びに 2035 年長期目標 に関する建議案が全文公開

~中国経済が新たな段階で再出発する

リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室

メイ	'ントピックス2
ş	第 14 次五カ年規画並びに 2035 年長期目標に関する建議案が全文公開〜中国経済が新たな段階で再出 発する
>	中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議(五中全会)が10月26~29日に北京で開催された。閉幕後に発表されたコミュニケによると、第14次五カ年規画並びに2035年までの長期目標に関する建議が可決され、11月3日に同建議の全文並びに習近平国家主席署名の説明文書が公開された。なお、同会議は、中央委員198名並びに中央候補委員166名、並びに中央規律検査委員会常務委員会委員を始めとする共産党最高レベルの会議であり、5年に一回開催される共産党大会に代わり、党の重要政策や人事を決定するものである。五中全会は共産党大会後、5回目の全体会議を指し、通常五カ年計画を始めとする国家発展の長期戦略を議論する。また、同全体会議で決定した基本政策や方針は、全国人民代表大会で追認する仕組みとなっている。
>	11月3日付の経済週報臨時号第116期に、「中国共産党第19期五中全会コミュニケ発表~成長率よりも経済発展の質と国民福祉に重点」を題に速報を発刊した。本稿はその続編として、上述した建議全文と習近平国家主席による説明を主軸に、第14次五カ年規画並びに2035年長期目標の要点とみられる経済成長目標、産業政策について説明し、中長期的に中国の経済発展に対する影響を分析する。
君台	合の中国法⊐ラム7
ł	景品付き販売におけるコンプライアンス上の要注意ポイントにについて
>	景品付き販売が不正当競争行為および消費者権益保護に関する法的問題につながることから、実務上、それに関連するコンプライアンス保持およびリスク回避は、企業にとっての重要事項である。景品付き販売の適正化に関する規定は、『景品付き販売活動における不正当競争行為の禁止に関する若干規定』(以下、『景品付き販売規定』という)、『中華人民共和国反不正当競争法』(以下、『反不正当競争法』という)等の関連法令により定められている。なお、2019年8月30日、国家市場監督管理総局は『景品付き販売等の販売促進行為の規範化に対する暫行規定(意見徴収稿)』(以下、『意見徴収稿』という)を公布した。本稿では、上記関連法令および『意見徴収稿』に基づき、景品付き販売に関する幾つかの重要問題を取り上げて分析する。
三	隻 UFJ 銀行の中国調査レポート(2020 年 11 月)9



メイントピックス

第 14 次五カ年規画並びに 2035 年長期目標に関する建議案が全文公開~中国経済が新たな段階で再出発する

中国共産党第19期中央委員会第5回全体会議(五中全会)が10月26~29日に北京で開催された。閉幕後に発表されたコミュニケによると、第14次五カ年規画並びに2035年までの長期目標に関する建議(以下、建議)が可決され、11月3日に同建議の全文並びに習近平国家主席署名の説明文書(以下、説明)が公開された。なお、同会議は、中央委員198名並びに中央候補委員166名、並びに中央規律検査委員会常務委員会委員を始めとする共産党最高レベルの会議であり、5年に一回開催される共産党大会に代わり、党の重要政策や人事を決定するものである。五中全会は共産党大会後、5回目の全体会議を指し、通常五カ年計画を始めとする国家発展の長期戦略を議論する。また、同全体会議で決定した基本政策や方針は、全国人民代表大会(全人代)で追認する仕組みとなっている。

11月3日付の経済週報臨時号第116期に、「中国共産党第19期五中全会コミュニケ発表~成長率よりも経済発展の質と国民福祉に重点」を題に速報を発刊した。本稿はその続編として、上述した建議全文と習近平国家主席による説明を主軸に、第14次五カ年規画並びに2035年長期目標の要点とみられる経済成長目標、産業政策について説明し、中長期的に中国の経済発展に対する影響を分析する。

Ⅰ. 第14次五力年計画に2035年長期計画

これまでの五カ年計画

中国は1953年より初めて五カ年計画(~1957年)を発表して以来、第11次五カ年規画(2006~2010)に「計画」から「規画」に用語が変更され、現在の第14次五カ年規画に至る。これまでの各五カ年計画はそれぞれの時代の背景とともに中国の発展にかかわる内外環境の変化も反映される(図表1)。

図表 1 これまでの五カ年計画の概要 (第 14 次五カ年規画は省略)

名称	期間	主要目標	指導者	
第1次五力年計画	1953–1957	工業化建設に注力 各経済分野における社会主義改造を加速		
第2次五力年計画	1958-1962	引き続き重工業を中心とした工業化建設に注力 引き続き社会主義改造を加速	劉少奇	
第3次五力年計画	1966-1970	国防建設を最重要任務として、三線建設に注力し、工業構造を変化 農業を発展し、人民生活水準を引き上げる	-	
第 4 次五カ年計画	1971–1975	要素を集中し第三線を建設 農業機械化を加速 鉄鋼・軍事工業・基礎工業建設を加速 新技術を発展させ、世界先進水準を上回る	華国鋒	
第 5 次五カ年計画 (1976-1985 年十年規 画)	1976-1980	農業、燃料・動力・原材料工業を発展 1980 年までに農業機械化を基本的に実現	-	
第6次五カ年計画 (1981-1990 年十年規 画)	1981-1985	過去にわたり残されてきた経済発展を阻害する要因を整理・除去し、財政経済状況 の根本的好転を実現	宋 慶 齢 (名誉) 李先念 楊尚昆	
第7次五力年計画	1986-1990	改革をよりスムーズに展開させ、中国の特色ある新型社会主義経済体制の基礎(土台)を作る	李先念 楊尚昆	
第 8 次五カ年計画 (1990-2000 年十年規 画)	1991–1995	過去にわたり残されてきた経済発展を阻害する要因を一層整理・除去し、財政経済 状況の根本的好転を実現するための決定的勝利を迎える	楊尚昆 江沢民	
第9次五カ年計画 (2010年長期目標)	1996-2000	現代化建設の第二段階を完成し、2000 年までに 1 人当たり GNI が 1980 年水準の 4 倍にまで増加 貧困人口を無くし、国民生活を小康水準までに引き上げ 現代企業制度の設立を加速し、社会主義市場経済体制を初歩的に形成	江沢民	



MUFG バンク(中国)経済週報

2020年11月10日第476期

第 10 次五力年計画 2001-2005		改革・発展・安定の関係を正確に処理 速度と効率・利益が統一する原則に従い、経済の成長方式の転換を推進 市場メカニズムを発揮 持続可能な発展戦略を堅持 地域間経済格差を段階的に縮小		
第 11 次五力年規画	2006-2010	2010 年 1 人当たり GDP が 2000 年より倍増 単位当たり GDP のエネルギー消耗比は第 10 次五カ年計画期間より 20%前後低下	胡錦濤	
第 12 次五力年規画	2011–2015	期間中の GDP 年平均成長率は 7%、科学的発展観の徹底 発展方式の転換 金融財税体制の改革 全民族文明素質の向上	胡錦濤習近平	
第 13 次五力年規画	2016-2020	2020 年までに GDP と都市部・農村部 1 人当たり可処分所得水準を 2010 年より倍増し、高水準の産業発展を実現し、消費による経済成長への貢献を顕著に増大し、戸籍ベース都市化率が大幅に引きあげる。 農業現代化が顕著な発展を成し遂げ、人民生活の水準と品質が普遍的に上昇させ、現行基準下の貧困脱却目標を 100%達成	習近平	

出所:各種報道より MUFG バンク (中国) 作成

2035年まで長期計画を策定する理由

建議の冒頭に、「2021~2025 年は「小康社会(ややゆとりのある社会)を全面的に完成させ、第一の百年の奮闘目標」を実現した後の最初の五カ年であるとともに、建国100周年に当たる「第2の百年目標」を実現することに向けた初めの五カ年でもある」と同期間の位置づけ及び歴史的重要性について述べた。また図表1で示したように、五カ年計画に10年(含)以上の長期目標を含めることは第5次五カ年計画(1976-1985年)、第8次五カ年計画(1991-1995年)、第9次五カ年計画(1996-2000年)があり、今回は4回目となる。共産党第19回全国代表大会(2017年10月)で発表された報告において、以下のスケジュールが含まれた。

「国際・国内情勢と中国の発展の条件を総合的に分析すると、2020 年から今世紀中葉まで、二つの段階に分けて 計画することができる。

第一の段階の 2020 年から 2035 年までは、小康社会の全面的完成を土台に、さらに 15 年間奮闘し、社会主義現 代化を基本的に実現する。

第二の段階の 2035 年から今世紀中葉までは、現代化の基本的実現を土台に、さらに 15 年間奮闘し、中国を富強・民主・文明・調和の美しい社会主義現代化強国に築き上げる。」

従って、今回の 2035 年長期目標は上記「第一の段階」に因み、既に発表した「社会主義現代化を基本的に 実現する」との目標に向けたものであり、具体的な目標については、来年 3 月に開催する予定の全国人民代 表大会(全人代)で発表する見通しとなる。

2035 年長期目標に準拠した五カ年計画における経済社会発展の「六大目標」

建議では、「2035 年長期目標に準拠し、国内外環境と発展趨勢並びに我が国の発展条件を総合に考慮し、十四五期間における経済社会発展目標を「経済発展」「改革開放」「社会文明」「生態文明」「民生福祉」「国家管理」の 6 つに決定」とした(図表 2)。具体的には、経済発展について、新発展(質と効率がともに高い発展)、サプライチェーンの現代化、都市部・農村部の協調ある発展を強調し、改革開放については、市場経済体制の形成、所有権制度改革と要素市場化配置改革の推進、開放型経済の深化に重点を置いた。また社会文明を始めとする民生関連の部分では、公共サービスの供給体系の強化や均等化、貧困脱却の徹底等が含まれている。総じてみれば、これらの目標は何れも社会主義現代化を基本的に実現するという「2035 年長期目標」に関連するものといえよう。



図表 2 第 14 次五カ年規画の目標

経済発展	改革開放	社会文明	生態文明	民生福祉	国家管理
新発展理念の	市場経済体制	社会主義核心価	国土開発保護フレームワ	質高い雇用を実現	社会管理水準
導入		値観を普及	一クの最適化		の向上
サプライチェ	所有権制度改	公共サービス体	生産生活活動のグリーン	収入増加と経済成長のスピード	重大リスクの
ーンの現代化	革	系を強化	化	合わせ	防止
都市部・農村	要素市場化配	文化産業体系を	エネルギー配置効率の向	基本公共サービスの均等化と国	安全保障面で
部の協調ある	置改革	形成	上	民教育レベルの向上	の発展
発展					
_	開放型経済	_	_	社会保障体系の健全化と衛生健	国防・軍隊の現
				康体系の完備化	代化
_	_	_	_	貧困脱却の成果を強化	_

出所:各種報道より MUFG バンク (中国) 作成

Ⅱ. 成長目標は明示しなかったが、「成長なし発展」を回避

建議では、GDPの量的目標については直接的に触れなかったが、経済成長について、建議の第1節に「社会主義現代化国家に向けての新たな発展段階を開始し、小康社会を全面的に建設する」とし、第2節の「「十四五」期間経済社会発展指導方針と主要目標」では、「発展は我が国の全ての課題を解決するための基礎と最重要ポイント」「質と効率が顕著に向上することを前提に経済の持続可能な発展を実現する」ことを強調した。これらは何れも量的目標ではないが、11日3日付の習近平国家主席による説明では、「2035年までに経済規模(GDP)または1人当たり可処分所得水準が2020年より倍増する可能性は十分にある」としている。2020年のGDPは100兆元とすると、2035年まで倍増する場合の予測年平均伸び率は4.73%となる。2020年は新型コロナウイルスの感染拡大によりGDP前年比(予測値)は0.8%、2021年は同8.2%(IMFが2020年10月に発表、図表3)に達する見通しであることから、2021年のGDP規模は約108.2兆元、さらに2035年のGDP予想値の200兆元で計算すると、2021~2035年のGDP年平均伸び率目標は4.49%と下がり、目標達成の可能性は更に高まることになる。

成長目標を明確にしなければならない 2 つ目の理由として、成長なし発展、いわゆる「中所得国の罠」1を回避することである。世界銀行の中所得国の基準は 1 人当たりGDPが10,000ドルであり、中国統計局によると 2019 年の 1 人当たりGDPは既に10,000ドルを超えた10,276ドルに達成したことから、将来の経済は持続的に成長できるか、如何に「中所得国の罠」を回避するかが政府としての重要な任務となり、これらの目標を達成するためには、何れもある程度の経済成長を実現することが必須条件となる。

図表3 主要機関の中国経済予測

四次3 工女協民の中国経済了例				
	中国		世界	
	2020	2021	2020	2021
平均值	1.9	8. 1	▲ 4. 1	5. 2
最大値	3. 3	11.5	▲ 2.5	8. 0
最小値	▲ 1.2	3.5	▲ 7.5	0. 5
予測機関数	42	35	83	80
IMF	0.8	8. 2	-	_
MUFG	0.8	8. 4	▲ 3. 1	5. 5
UBS	2. 5	7. 6	▲ 4. 1	5. 4
Standard Chartered	2. 5	7. 5	▲ 3. 3	5. 5
Nomura	1.5	8.8	▲ 4. 5	5. 7
Morgan Stanley	2. 3	8. 9	▲ 3.8	6. 1
Citigroup	2. 4	8. 2	▲ 3. 5	5. 5

出所: WIND より MUFG バンク (中国) 作成

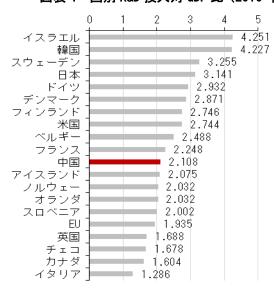
¹ 中所得国の罠とは、開発経済学での概念であり、多くの途上国が経済発展により1人当たりGDPが中程度の水準に達した後、発展パターンの転換ができず、長期にわたり経済成長が低迷化になることを指す。



Ⅲ. 科教興国・人材興国―イノベーションが産業振興の起爆剤に

建議では、今後の産業発展について、主に科学技術と人材で国家を振興する「科教興国」と「人材興国」の 2 つの戦略を主眼にし、具体的には、「イノベーションによる発展を強化し、発展の新たな優位性を創る」として、 イノベーションの重要性を強調した。「科教興国」はもともと鄧小平時代で提出したもので、1977 年の全国科 学と教育工作座談会で鄧小平は「科学と教育は経済発展、社会主義現代化強国を建設するための最重要 条件」と判断し、後に「鄧小平理論」の重要な部分となり、現在まで国策として強調してきた。しかしながら、実 際には投入の財源や発展モデルからの阻害要因等から、「科教興国」戦略は必ずしもうまく実施されておらず、 2016 年の R&D 投入対 GDP 比は 2.1%であり、トップ 5 のイスラエル(4.3%)、韓国(4.2%)、スウェーデン (3.3%)、日本(3.1%)、ドイツ(2.9%)と比べるとなお差が大きい(図表 4)。 さらに、企業ベースでは R&D 支出 の上位10位はほとんど国有企業であり、その大きさを測る対売上高比率は最大でも5.4%であり、先進国の平 均水準とみられる 7-9%と比較すると、これもなお拡大する余地が大きい(図表 5)。 人材興国については、大 学を始めとする高等教育や高等専門学校を始めとする職業教育を今後一層強化するとともに、近年一部主 要都市を中心に実施してきた戸籍制度の改革も加え、総じてみれば人材関連政策が大幅に充実されつつあ る。建議では、とりわけ基礎研究、並びに「八大先端領域(AI、量子情報技術、生命健康、バイオ遺伝子科学、 集積回路、脳科学、航空宇宙、深地深海)」を始めとする重点分野で人材育成と誘致に注力し、人材に革新 のインセンティブを与え、イノベーションに関する奨励制度やメカニズムを完備するよう求めた。これらの分野 の多くは米中摩擦の焦点分野でもあることから、今後米中間の人材争いが避けられないとみられる。

図表 4 国別 R&D 投入対 GDP 比 (2016 年)



出所: WIND より MUFG バンク (中国) 作成

図表 5 中国企業 R&D 投入 TOP15

順位	会社名	DSD车中	対売上高比
順江	云 社 石	кархш	对元工而几
1	中国建築 (CSCEC)	218. 7	1.5
2	中国石油 (CNPC)	214. 1	0. 9
3	中国鉄建 (CRCC)	165.3	2. 0
4	中国中鉄 (CRECG)	165. 2	2. 0
5	中国石化 (SINOPEC)	155. 4	0.5
6	上汽集団 (SAIC)	147.7	1.8
7	中国交建 (CCC)	126.5	2. 3
8	中興通訊 (ZTE)	125.5	13.8
9	中国中車 (CRRC)	122.7	5. 4
10	中国電建 (POWERCHINA)	113.0	3. 3
11	中国中冶 (MCC)	99.8	3.0
12	工業富聯 (FII)	94.3	2. 3
13	宝鋼HD (BAOSTEEL)	88.6	3.0
14	京東方A (BOE)	87.5	7. 5
15	比亜迪 (BYD)	84. 2	6.6
	平均	133.9	3.7

出所: WIND より MUFG バンク (中国) 作成

Ⅳ. 現代産業システムの形成による経済体系の最適化

建議では産業政策について、「現代産業システムの発展を加速し、経済体系の最適化及びグレードアップを推進する」と強調した。具体的には、「経済発展の重点は実体経済の発展にあり、「製造強国」、「品質強国」、「インターネット強国」、「デジタル強国」を堅持し、産業基盤のハイグレード化、サプライチェーンの現代化を推進し、戦略型新興産業と現代サービス業の発展を加速し、インフラ施設の建設を推進し、「交通強国」、「エネルギー革命」、「デジタル化発展」を推し進める」とした。戦略型新興産業について建議によると、次世代情報技術産業(5G、IoT等)、ハイグレード装備製造業(工作機械等)、新材料産業、バイオテクノロジー産業、新エネルギー自動車産業、新エネルギー産業、省エネルギー環境保護産業、航空宇宙産業、洋上機械といった9つの産業を指し、これまでの「中国製造2025」計画とほぼ一致している。中国工業情報化部のデータに



2020年11月10日第476期

よると、2019年の戦略新興産業の工業付加価値額は前年比8.4%と比較的高い伸び率を記録しており、今後も工業全体の発展をリードするとみられる。また、プラットフォーム経済とシェアリング経済といったいわゆる「ニューエコノミー」の規模拡大も相まって、工業の規模拡大や効率向上は今後も継続するとみられる。

経済体系の最適化を実現するためには、産業構造の変化と、サービス業を始めとする第3次産業のシェア拡大が欠かせないものである。建議では、「現代サービス業を一層発展させ、サービス業のデジタル化・サービス業と農業・工業の融合を加速する」と強調した。現代サービス業は一般的には、「基礎サービス業」、「生産型サービス業」、「生活型サービス業」、「公共サービス」の4つに分けられ、そのうち、基礎サービス業である

「通信サービス」と「情報サービス」、生産型サービス業である「金融」、「現代物流」、「電子商取引(EC)」は現在中国経済に占める割合が高く、投資、消費に対する寄与も比較的に大きい(図表 6)。また、生活型サービス業である教育や医療、並びに公共サービス業である公共衛生、医療保障は何れも国民福祉に大きく関わる分野であり、今後優先的に発展させるとみられる。

図表 6 現代サービス業の内訳

<u>基礎</u> サービス業 ・通信サービス ・情報サービス

生産型 サービス業

- •金融
- •現代物流
- ・電子商取引
- •農業支援
- ・仲介・コンサ

生活型 サービス業

- ・教育
- 医療保健空泊及金
- ·宿泊外食
- *文化娯楽
- 観光旅行・不動産
- •小売卸売

公共 サービス業

- ·公共管理
- •基礎教育
- ·公共衛生 ·医療保障
- ・公益性情報サービス

出所:各種報道より MUFG バンク (中国) 作成

V. コメント——第 14 次五カ年規画が中長期の中国経済に対する影響

中国はリーマンショック後、経済成長率は緩やかに低下しはじめ、いわば「安定成長期」に入った。中国政府はこれまで、「質の高い経済成長」を新たな目標としており、国内経済の構造調整を継続するとともに、経済の効率化、国民生活水準の向上並びに自然と協和するグリーン経済化を図りつつあった。本稿で分析したように、今回の建議はこれらの発展目標を踏襲すると共に、さらに産業面では、イノベーションの重要性、サプライチェーンの現代化、国内大市場の構築を強調した。

また、長期にわたり「安定成長」が続いている中国では、経済成長率を設定する必要性についての議論は絶えず、一部の専門家では、「質への追求と成長速度への追求はトレードオフ」と行き過ぎた論調も散見している。しかし今回の建議とその後の説明文書では、「一定程度の成長率を保ちながら、質と効率が共に高い経済成長を実現する」としており、経済成長速度の重要性を改めて強調している。中国は昨年に 1 人当たり GDP が 10,000 ドルを超えたが、将来、如何に経済成長の勢いを保ち、「中所得国の罠」に陥ることが避けられるかが中国政府の中長期的に直面する重要な課題となる。これらを解決するためには、産業間、地域間、都市部・農村部の協調性のある発展はもとより、力強い経済成長を実現するための成長目標に対するコミットも欠かせないであろう。

さらに、建議では第14次五カ年期間中の経済社会発展において守るべき原則の一つとして「システム観の堅持」を強調している。年初来、海外では新型コロナウイルス感染者数の世界的拡大や米中摩擦、国内ではコロナショックによる債務デフォルトの多発や不動産過熱の燻り等、中国経済の発展環境は大きく複雑に変化しつつある。これまで強調してきた「大局観」や「全局観」とは異なり、「システム観」は各経済要素と内外部環境との繋がりと協同をより強調する意味合いがあることから、このタイミングで強調することは、「発展の要素(パーツ)のうち、1 つに支障が出ても国家発展全体にネガティブの影響がもたらす」、すなわち「システミックリスク」の発生を警戒しているといえよう。

本建議は、来年3月に開催する予定の全人代で承認される見通しであり、それまでの間では国務院各部・委員会がそれぞれの分野の具体的政策目標を打ち出す可能性が大きく、引き続き注目していきたい。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室 李 博



君合の中国法コラム

景品付き販売におけるコンプライアンス上の要注意ポイントにについて

景品付き販売が不正当競争行為および消費者権益保護に関する法的問題につながることから、実務上、それに関連するコンプライアンス保持およびリスク回避は、企業にとっての重要事項である。景品付き販売の適正化に関する規定は、『景品付き販売活動における不正当競争行為の禁止に関する若干規定』(以下、『景品付き販売規定』という)、『中華人民共和国反不正当競争法』(以下、『反不正当競争法』という)等の関連法令により定められている。なお、2019年8月30日、国家市場監督管理総局は『景品付き販売等の販売促進行為の規範化に対する暫行規定(意見徴収稿)』(以下、『意見徴収稿』という)を公布した。本稿では、上記関連法令および『意見徴収稿』に基づき、景品付き販売に関する幾つかの重要問題を取り上げて分析する。

I. 取引を行わずに、景品のみを提供する行為は、景品付き販売として見なされるのか?

『景品付き販売規定』によると、景品付き販売とは、製品の販売またはサービスの提供とともに、物品、金銭他の経済上の利益を付帯的に購買者に提供する行為を指す。なお、『意見徴収稿』第10条によると、景品付き販売とは、製品の販売、サービスの提供、または競争上の優位性の獲得を目的とする、消費者または関連する一般大衆に物品、金銭他の経済上の利益を提供する行為を指す。

実際のところ、『景品付き販売規定』に言う【販売】の範囲は、【消費者の金銭支給=事業者の商品・サービス提供】との狭義的な概念よりも遥かに拡大されたものである。取引がなされる前に、事業者により宣伝、販売促進等の目的で行われる景品の提供についても、景品付き販売と認定される可能性がある。

景品付き販売のパターンについて、景品抽選式と景品贈与式の二つのパターンがある。一般的には、景品抽選式の場合、消費者が実際に消費行動(取引)を行うかどうかを問わず、景品の提供が競争上の優位性を獲得することにつながることから、実務上、たとえ抽選前に取引を行わないとしても、それが景品付き販売と認定される可能性がある。この場合、企業は景品付き販売に関する規制を遵守しなければならない。

Ⅱ. 不正当競争行為と認定される景品付き販売とは?

『景品付き販売規定』第3条では、詐欺的な景品付き販売行為を以下のように定義している。「①賞の種類、的中率、最高賞品(賞金)額、賞品(賞金)総額、賞品種類、数量、品質、提供方式等に対し、虚偽表示をする行為、②不当手段を利用して事前に申し合わせた人を当選させる行為、③故意にアタリのついた商品、福引券を市場に出さない、または、商品と福引券とを同時に市場に出さない行為、または故意に異なる金額の賞金または異なる賞品表示の付いている商品や福引券を異なる時間に市場に出すこと、④その他の詐欺的な景品付き販売行為など」。

一方、改正後の『反不正当競争法』第10条では、不正当競争行為を以下の様に定義している。「①景品の種類、景品引換の条件、賞品(賞金)金額または景品付き販売に関する情報が不明確であるために、景品引換に影響を及ぼす行為、②景品付きと詐称する、または当選者を事前に申し合わせるヤラセ行為を行うことにより、詐欺的な景品付き販売を行う行為、③景品抽選式の場合で、一等賞の金額が5万元を超えるもの」。

上記に関し、特に注意すべきなのは、景品付き販売に関する情報が不明確である状況が存在するだけでも、 不正当競争行為と認定される可能性があることであり、それ故、関連情報を明確に、かつ全面的に開示して おいたほうがベターであると判断する。

Ⅲ. 商品券、ギフト券等の提供に関して、特別なコンプライアンス上の要求はあるのか?

企業が商品券、ギフト券等の非実物の景品を消費者に提供する場合、当該景品が単一用途商業先払いカードとしてカウントされるか否かについて、事前に確認しなければならない。当該景品が単一用途商業先払い



MUFG バンク(中国)経済週報

2020年11月10日第476期

カードとしてカウントされる場合、企業は関連する管理規定を遵守しなければならない。

商務部の公布した『単一用途商業先払いカード関連弁法(試行)』によると、単一用途商業先払いカード(以下、「単一用途カード」という)とは、経営者により発行され、当該経営者およびその所属するグループ、同一ブランド特許経営体系内において使用できる先払い証書を指す。

企業が景品付き販売において消費者に商品券、ギフト券等を提供する場合、それらが単一用途カードとしてカウントされる可能性もあれば、特定引換証書としてカウントされる可能性もある。例えば、『上海市単一用途先払い消費カード管理規定』では、特定の景品またはサービスの引換に使用するカードや券は単一用途カードに属しないと明確に定められている。弊職らの経験では、上海地区では、月餅、上海蟹、コーヒー等の特定商品の引換に使用するカードや券は「特定引換カード・券」と認定され、単一用途カードには属しない。

よって、商品券、ギフト券等が単一用途カードに属するかどうかは、各地の規定に基づき判断されるものであると認識し、それが単一用途カードに属する場合、企業は各地の商務委員会に届出をしなければならず、かつ単一用途カードに関する規制を遵守しなければならない。

Ⅳ. 四.抽選式の場合、抽選過程に関する記録を保存する必要があるのか?

現行法には、抽選過程に関する記録の保存についての強行規定は存在していない。一方、『意見徴収稿』には、関連内容が設けられている。『意見徴収稿』第18条では、経営者がファイルを作り、景品設定の規則、公示情報、引換の結果、当選者等の内容を真実、正確、全面的に記録しなければならず、かつ上記記録を二年間保存しなければならない旨、記されている。今後、記録の保存が法的義務として定着する場合、企業は関連規定に基づき、抽選記録のデータ、抽選方法、抽選過程、抽選結果等の関連記録を保存し、必要な時に抽選過程に対して公証を行う必要があると考えられる。

謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟 (ILASA)より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て 2015 年 5 月から君合律師事務所に転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。





三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2020 年 11 月)

■ MUFG BK 中国月報 第 177 号(2020 年 11 月)

中国における新エネ車クレジット制度の見直しと今後

https://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/120110101.pdf

国際業務部

■ ニュースフォーカス No.13

深圳市経済特区設立40周年~総合改革パイロット実施方案(2020-25年)

https://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1275_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室



MUFG バンク(中国)経済週報

2020年11月10日第476期

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前において、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したものですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性があります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は 正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意 見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会 社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、い かなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国調査室 北京市朝陽区東三環北路 5 号北京発展大厦 4 階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214

